

下水道分野における  
「水の官民連携」ガイドライン  
第 3.0 版

【レベル 3.5 基礎編】

令和8年4月

国土交通省 水管理・国土保全局  
上下水道審議官グループ

(このページは白紙です)

<目 次>

<b>第1章</b>	<b>「水の官民連携」の概要</b> .....	<b>1</b>
1.1	「水の官民連携」とは.....	1
1.2	レベル3.5とは.....	2
1.3	レベル4とレベル3.5の比較.....	3
<b>第2章</b>	<b>レベル3.5の4要件</b> .....	<b>4</b>
2.1	要件①長期契約（原則10年）.....	4
2.2	要件②性能発注.....	5
2.3	要件③維持管理と更新の一体マネジメント.....	6
2.4	要件④プロフィットシェア.....	8
<b>第3章</b>	<b>導入検討の進め方</b> .....	<b>10</b>
3.1	対象施設・業務範囲の設定の考え方.....	10
3.2	導入検討の流れ.....	12
3.3	レベル3.5による解決を期待する課題の確認.....	14
3.4	少なくとも一つの処理区を選択.....	15
3.5	対象施設・業務範囲の設定.....	16
3.5.1	少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定する場合.....	16
3.5.2	少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定しない場合.....	17
3.6	広域型・分野横断型のレベル3.5（他地方公共団体連携／上下水道一体等他分野） .....	18
3.7	交付金等要件化の概要.....	19
3.8	交付金等要件化の対象.....	22
<b>第4章</b>	<b>導入可能性調査（FS）、マーケットサウンディング（MS）等の活用</b> .....	<b>24</b>
4.1	「管理者の任意」部分の情報収集.....	24
4.2	「客観的な情報」の収集.....	25
<b>第5章</b>	<b>入札・公募等</b> .....	<b>26</b>
<b>第6章</b>	<b>事業実施中</b> .....	<b>27</b>
<b>第7章</b>	<b>事業終了時</b> .....	<b>28</b>

第1章

# 「水の官民連携」の概要

## 1.1 「水の官民連携」とは

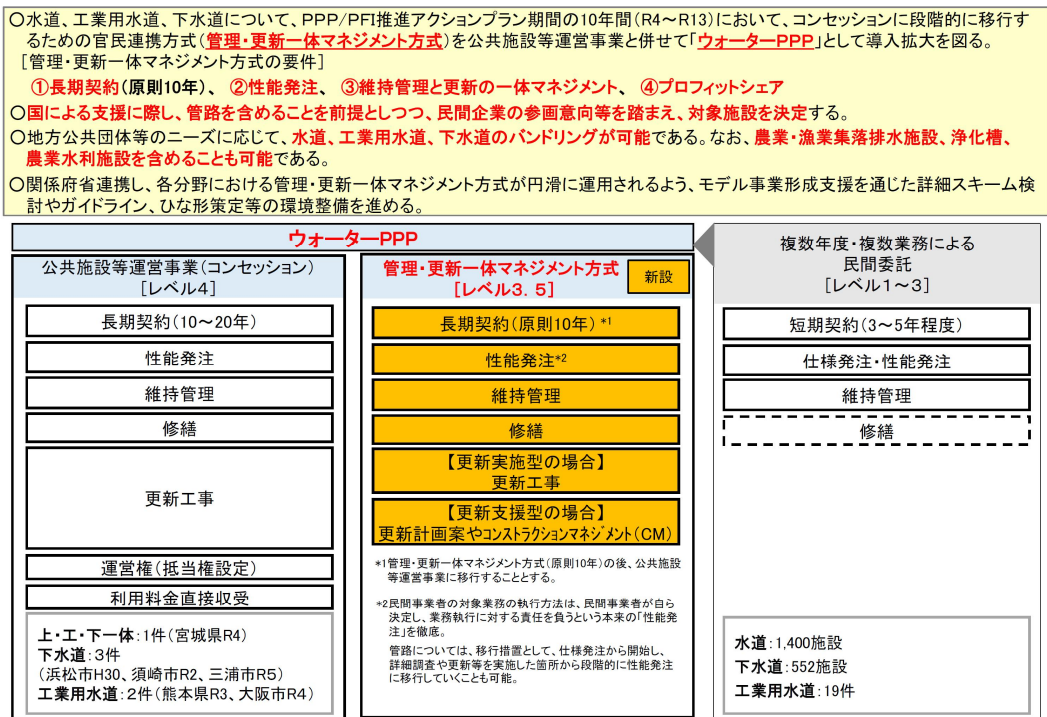
「水の官民連携」は、コンセッション方式（レベル4）と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称である。

レベル4は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式である。

レベル3.5は、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式として、また、水道、下水道、工業用水道分野において、レベル4に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式である。複数年度・複数業務による民間委託（レベル1～3）とレベル4の間に位置することから、「レベル3.5」と呼ばれる。

なお、図表1-1の脚注\*1については、レベル3.5の後継としてレベル4を選択肢として検討いただきたいという趣旨である。

図表 1-1 「水の官民連携」の概要



出典）内閣府「ウォーターPPPの概要」（R5.6）

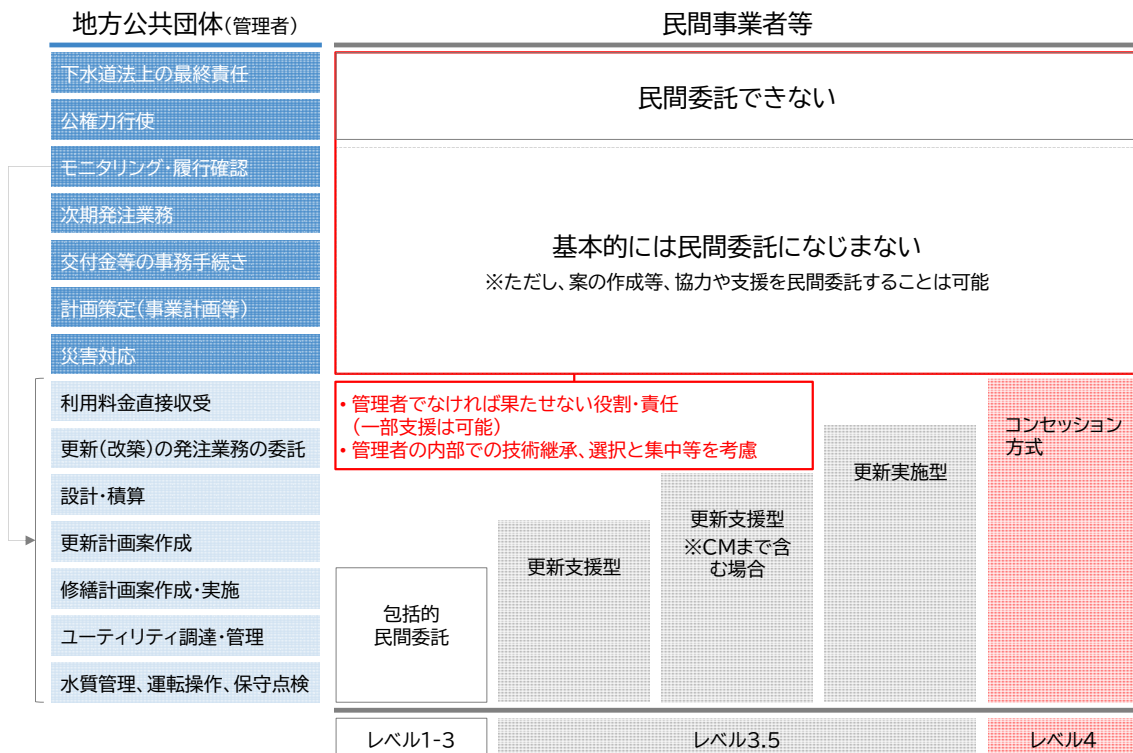
## 1.2 レベル3.5とは

レベル3.5は、①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの4要件をすべて充足する民間委託である。

4要件の趣旨は、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者等の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要な事業期間を①長期契約（原則10年）で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト縮減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指すというものである。

レベル3.5は、維持管理に更新（改築）の要素が加わり、一体となることで、レベル4に準ずる効果・メリットを期待できるとともに、公共施設等運営権の設定を必要としないこと等から、レベル4よりも取り組みやすいものになっていると考えられる。なお、レベル3.5とレベル1～3は、事業期間の長短、性能発注の程度が異なり、また、修繕や改築に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる。

図表 1-2 レベル3.5の業務範囲（イメージ）



### 1.3 レベル 4 とレベル 3.5 の比較

レベル 4 とレベル 3.5 は、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重要となる点は共通・類似するが、事業期間の設定や民間事業者等の資金の自由度、公共施設等運営権設定や利用料金直接収受の有無、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI 法」という。）に基づく職員派遣の可否、WTO 政府調達協定適用の有無が異なる。

レベル 4 とレベル 3.5 を比較すると、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重要となる点は共通・類似する。

一方、事業期間の設定や民間事業者の資金の自由度が異なるほか、公共施設等運営権設定や利用料金直接収受の有無が異なる。また、PFI 法に基づく職員派遣の可否、WTO 政府調達協定適用の有無が異なる。

なお、レベル 4 の詳細は本ガイドライン【コンセッション方式】を参照されたい。

図表 1-3 レベル 4 とレベル 3.5 の比較

		レベル 4	レベル 3.5 (更新実施型を想定)
レベル 3.5 の 4 要件	長期契約	● 事業期間の設定は自由 (先行事例は 20 年以上が多い)	● 原則 10 年
	性能発注	-	-
その他	維持管理と更新の一体マネジメント	● 直接収受する利用料金等が原資 ● 収益的収支 (3 条予算) / 資本的収支 (4 条予算) の枠に縛られない事業実施も可能 (※1)	● 委託料等が原資 ● 収益的収支 (3 条予算) / 資本的収支 (4 条予算) の枠内で事業実施
	プロフィットシェア	● 創意工夫等による費用縮減は運営権者に帰属 (利用料金直接収受による独立採算)	● 事業期間中の民間提案で仕組みが発動した場合、費用縮減分の分配も可能
	公共施設等運営権設定	● 必要 (公共施設等運営権に抵当権設定可能)	-
	利用料金直接収受	● 所定の利用料金は自らの収入として直接収受する	-
	PFI 法に基づく職員派遣	● 可能 (第 79 条に基づく退職派遣)	- (公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく職員派遣は可能)
	WTO 政府調達協定 (※2)	● 適用あり (一部例外あり※3)	● 適用あり

※1 下水道分野の先行事例では、資本的収支 (4 条予算) は地方公共団体が運営権者に支払う仕組みのものが多い。

※2 都道府県、指定都市及び中核市が対象

※3 建設事業以外の場合は 2010 年 12 月 10 日時点の PFI 法が適用対象となるため、維持管理、運営等を主目的とするレベル 4 は対象外。

第 2 章

## レベル 3.5 の 4 要件

### 2.1 要件①長期契約（原則 10 年）

**契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則 10 年とする。**

レベル 3.5 の事業期間は包括的民間委託（レベル 1～3）で一般的な 3～5 年間よりも長い 10 年間が原則である。これはレベル 3.5 がレベル 4 に準ずる効果が期待できる官民連携方式と位置づけられ、特に、更新（改築）投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたものである。

一方、レベル 3.5 の事業期間は 10 年以上ではなく、10 年間が原則である。

なお、例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定されうる例外は次の通りである。

- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整  
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
- レベル 4 に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で、事業期間を短く／長く設定
- 5 年間程度の更新支援型と、10 年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計 15 年間程度のレベル 3.5 更新実施型
- 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合（詳細は、本ガイドライン【レベル 3.5 実施編】第 2 章を参照されたい。）

## 2.2 要件②性能発注

**性能発注を原則とする。**

**ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。**

レベル 3.5 では性能発注が原則となる。性能発注は、管理者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託のことであり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるとされる。

性能発注では、性能規定の記載ぶりと、リスク分担の具体的な調整や実現方法等が論点となる。具体的には、十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要であり、また、明確なリスク分担（役割、責任、費用、損害分担等）が重要である。

なお、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能である。ただし、段階的な移行は、10 年の事業期間中の移行を想定している。

性能規定の例は、次の通りである。

- 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること
- 管路施設：人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検（下水道法施行令第 5 条の 12）を実施すること

## 2.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の作成やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨は、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新（改築）に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化することである。

この要件を充足するには、入札・公募書類等で、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた改築に関する業務範囲（更新計画案作成）を設定する必要がある。

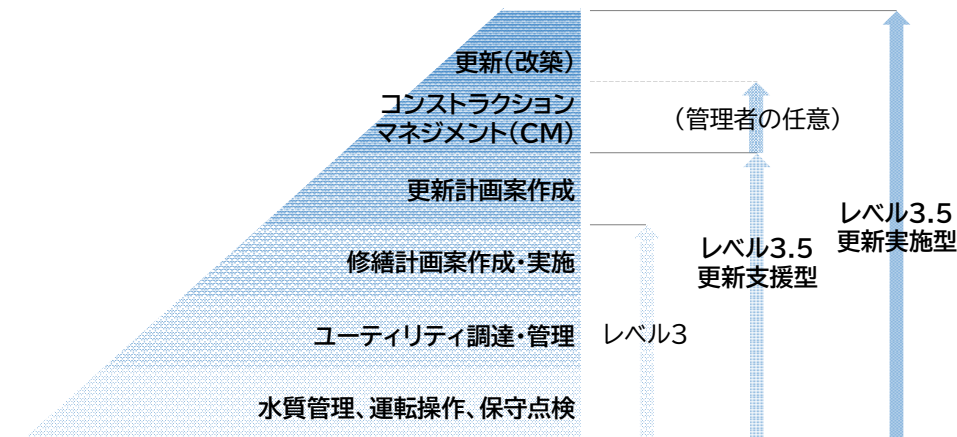
図表 2-1 入札・公募書類等の記載（イメージ）

更新支援型	更新実施型
<p style="text-align: right;">【イメージ】</p> <p>■ 対象施設                      本業務の対象となる施設は以下のとおりである。  <input type="checkbox"/> 処理場 (xx浄化センター)  <input type="checkbox"/> ポンプ場 (xx中継センター)  <input type="checkbox"/> 管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール (マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)</p> <p>■ 業務範囲                      本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。  <input type="checkbox"/> 対象施設の維持管理 (維持、修繕)  <input type="checkbox"/> 対象施設の更新計画案作成                      [ <input type="checkbox"/> 対象施設のコンストラクションマネジメント (CM) ] ※含む場合</p> <p>■ 事業期間                      令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>	<p style="text-align: right;">【イメージ】</p> <p>■ 対象施設                      本業務の対象となる施設は以下のとおりである。  <input type="checkbox"/> 処理場 (xx浄化センター)  <input type="checkbox"/> ポンプ場 (xx中継センター)  <input type="checkbox"/> 管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール (マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)</p> <p>■ 業務範囲                      本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。  <input type="checkbox"/> 対象施設の維持管理 (維持、修繕)  <input type="checkbox"/> 対象施設の更新計画案作成   <input type="checkbox"/> 対象施設の改築 (の発注)</p> <p>■ 事業期間                      令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>

維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨を踏まえ、レベル 3 までの業務範囲を更新計画案作成まで含むものにレベルアップさせると「更新支援型」となる。コンストラクションマネジメント（ピュア型 CM 方式）まで含むか否かは管理者の任意である。さらに、改築の発注業務の委託まで含むものが「更新実施型」となる。

このように、具体的な改築を発注するのが受託者の場合は「更新実施型」、管理者の場合は「更新支援型」となる。

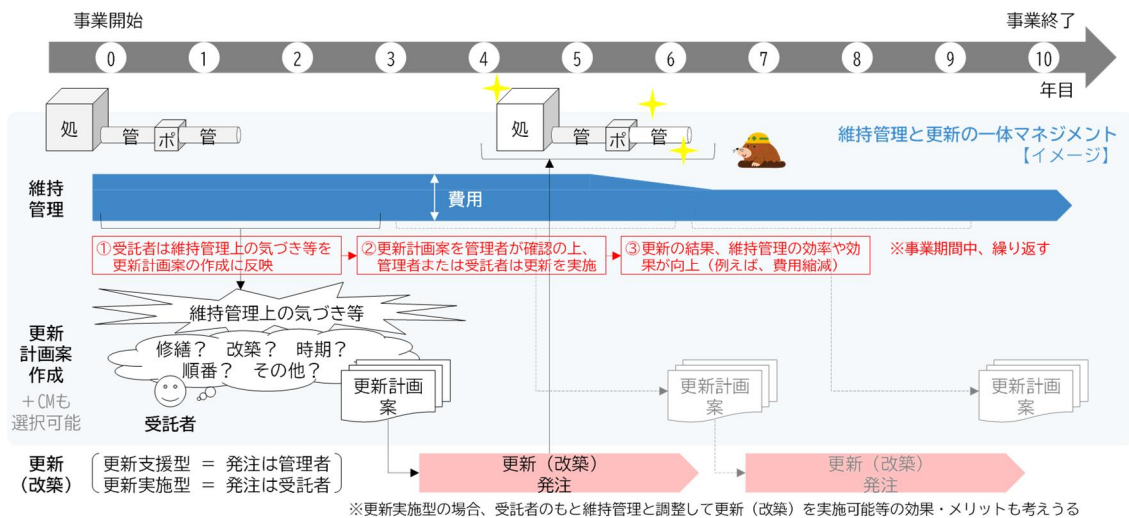
図表 2-2 更新実施型と更新支援型のイメージ



レベル3.5においては、実際に維持管理を実施する民間事業者等により一層効果的な更新計画案の作成を期待できる。なお、「更新支援型」は、更新工事（改築の発注業務の委託）以外の業務を一括で受託者に委ねることができる。また、「更新実施型」は、更新工事（改築の発注業務の委託）を含めて一括で受託者に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。

以上を参考に、課題解決や持続性向上の観点から、管理者の任意で「更新実施型」か「更新支援型」を選択ないし組み合わせさせていただきたい。

図表 2-3 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨



図表 2-3 の通り、①受託者は維持管理上の気づき等を更新計画案に反映し、②管理者が確認の上、管理者／受託者が改築を実施し、③この結果、維持管理の効率や効果が向上（例えば、費用削減）することを事業期間中、繰り返すイメージであり、更新計画案は、受託者が作成し、管理者の確認を経て、管理者が策定するストックマネジメント計画になりうるものが想定されている。

## 2.4 要件④プロフィットシェア

**事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。**

レベル 3.5 のプロフィットシェアの趣旨は、事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進することであり、ここでの「プロフィット」とは「費用削減分」をいう。「シェア」は、費用削減分を官民で分配することであり、割合（比率）は管理者の任意である。

なお、更新実施型でも更新支援型でもプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要となるが、仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない。

プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されることである。なお、入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定しない。

プロフィットシェアの仕組みが発動して初めて費用削減分の分配の議論となる。よって、受託者が費用削減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生しない。この場合、レベル 3.5 の要件②性能発注の考え方の通り、費用削減分は受託者に帰属する。

具体的なイメージとして、守谷市上下水道施設管理等包括業務委託（図表 2-4 参照）や、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（公益社団法人日本下水道協会、R2.6）」のユーティリティ費（使用量）や修繕費が削減された場合でも削減分を精算しない事例が参考となる。

図表 2-4 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託（参考）

概要とポイント・留意点

（参考）茨城県守谷市の先行事例

受託者の  
改善提案

（乙の改善提案）

第40条 乙は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。

要求水準の  
変更

（要求水準書の変更等）

第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。

3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要性が生じたときは、第75条の定めに従うものとする。

委託料の  
減額

（要求水準書の変更に伴う措置）

第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。

半分は  
削減しない

2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。

3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。

4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。

出典）守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」（R4.12）

## 第 3 章

# 導入検討の進め方

### 3.1 対象施設・業務範囲の設定の考え方

**まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。**

一般論として、事業規模が大きいほど期待する効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられる。このため、少なくとも一つの処理区のすべての施設\*について、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から、関係するすべての業務（以下「すべての施設等」という。）を念頭に、導入検討を開始する必要がある。なお、「ウォーターPPPの概要（内閣府）」では、国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間事業者等の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する、とされている。

入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。客観的な情報としては、例えば、導入可能性調査（FS）やマーケットサウンディング（MS）の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる。

なお、レベル 3.5 の導入検討で FS や MS 等を活用する目的・趣旨の類型として、例えば、処理区を選択、更新実施型／更新支援型を選択、コンストラクションマネジメント（CM）を含めるか否か等を適切に判断するための「管理者の任意」部分の情報収集（本ガイドライン 4.1 参照）のほか、対象施設・業務範囲の設定に際し、理由を管理者が客観的な情報に基づいて説明できる必要が発生する場合の「客観的な情報」の収集（本ガイドライン 4.2 参照）が考えられる。FS や MS 等は、形式的に実施するのではなく、目的・趣旨との関係で管理者にとって真に必要な情報を収集されたい。

※分流式下水道の雨水処理施設（雨水ポンプ場、雨水管等）やマンホール（本体、鉄蓋）等も含む。



## 3.2 導入検討の流れ

**レベル 3.5 の導入検討には、一定程度の期間が必要となる。**  
**想定する事業開始や入札・公募開始の時期を考慮しながら、導入検討、入札・公募準備、入札・公募（受託者の選定）、契約締結・引継ぎ、事業開始の流れで進める。**

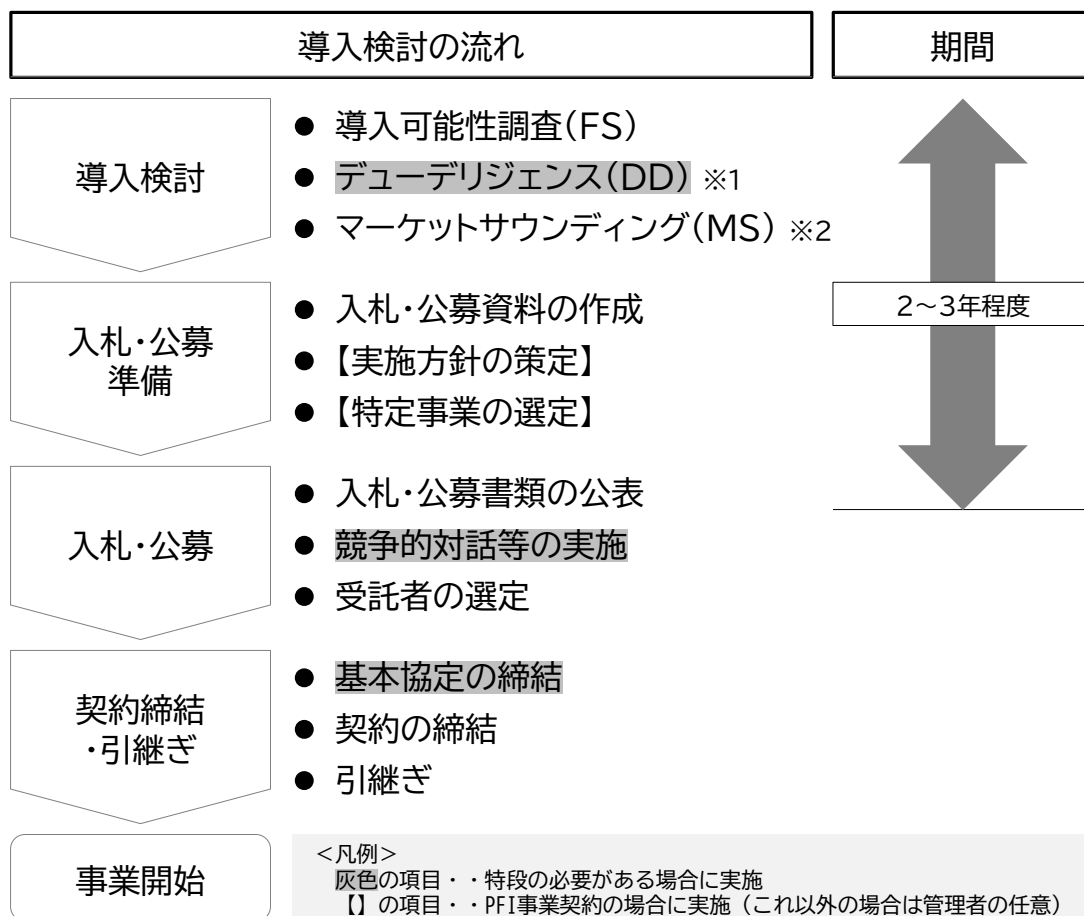
レベル 3.5 の入札・公募資料等の公表までは、2～3 年程度の期間が必要と考えられる。なお、入札・公募の開始から受託者の選定までの期間についても、民間事業者の提案書作成期間や官民対話等の期間を十分確保することが望ましい。

図表 3-2 は例示であり、これ以外の導入検討の進め方も想定されるが、一般的には、想定する事業開始や入札・公募開始の時期を考慮しながら、導入検討、入札・公募準備、入札・公募（受託者の選定）、契約・引継ぎ、事業開始の流れで進めることが考えられる。なお、より詳細な導入検討の流れや先行事例におけるスケジュールについては本ガイドライン【レベル 3.5 実施編】2.5 の図表 2-17、図表 2-18 を参照されたい。

導入検討に際しては、例えば、他処理区、導入検討に含まれない他施設・他業務、既存の業務委託契約の期間、地方公共団体の組織体制・技術継承、モニタリング・履行確認、リスク分担、民間事業者等の参画意向等を総合的に踏まえ、進める必要がある。

なお、レベル 3.5 の実施を経ずに、レベル 4 を実施することも可能である。

図表 3-2 導入検討の流れ（一例）



※1 デューデリジェンス 導入検討を進めるための補完的な情報整理  
 ※2 マーケットサウンディング 民間事業者等への意向調査（情報開示・官民対話）

### 3.3 レベル 3.5 による解決を期待する課題の確認

**事業・経営の課題を確認し、レベル 3.5 により解決を期待する事項を整理することが重要である。**

地方公共団体が策定済みの経営戦略、ストックマネジメント計画等も参照し、ヒト、モノ、カネ等の観点から、事業・経営の課題を確認し、レベル 3.5 により解決を期待する事項を整理する。この際、例えば、現場の実務で発生している課題を聞き取り、とりまとめることも考えられる。

洗い出した課題は一覧にまとめ、重要度や緊急度等も考慮し、対応時期やレベル 3.5 による解決を期待できるか等を整理することで、例えば、「管理者の任意」部分の判断資料となる。

なお、詳細については、「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省、R5.3）」を参照のほか、「下水道経営改善ガイドライン（公益社団法人日本下水道協会、H26.6）」、「経営戦略策定・改定マニュアル（総務省、R4.1）」等も参考になる。

図表 3-3 課題の確認・整理一覧表（一例）

中項目	課題	重要度	対応時期	対応策 (案)	PPP/PFI(官民連携)での対応	対応策の項目
人口・処理水量						
各施設の劣化及び投資状況	管路					
	施設					
事故発生状況・施設の課題						
職員・技術者数						
直営担当業務・委託状況						
財務収益性						
財務安全性						
その他(他事業連携、省エネ、デジタル、広域化等)						

出典) 国土交通省「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」(R5.3)

### 3.4 少なくとも一つの処理区を選択

**導入検討の開始に際し、まずは少なくとも一つの処理区を選択する。**

事業・経営の課題解決、持続性向上等の観点から導入検討を開始する。

その際、すべての処理区、複数の処理区、一つの処理区のいずれかを、管理者の任意で選択する。

図表 3-4 導入検討を開始する処理区を選択



### 3.5 対象施設・業務範囲の設定

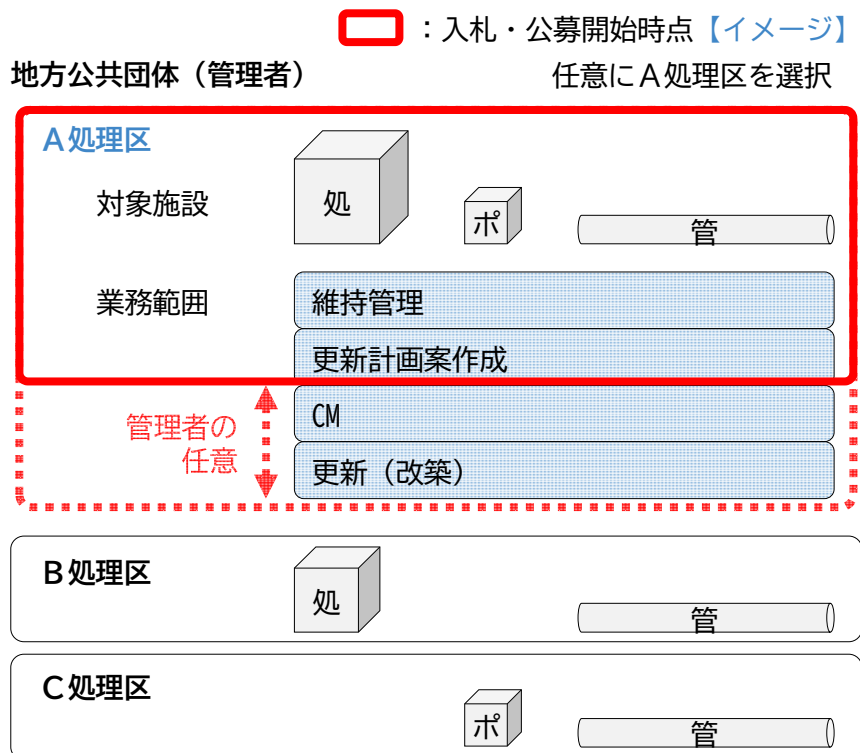
#### 3.5.1 少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定する場合

「少なくとも一つの処理区のすべての施設等を対象範囲に設定する事業期間 10 年の民間委託」として入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」は不要である。

まずは「選択した処理区のすべての施設等を対象範囲に設定する事業期間 10 年の民間委託」（以下「案 1」という。）を念頭に置いて、導入検討を進めるところ、仮に、このまま入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」（＝管理者が客観的な情報に基づいて説明できること）は不要となる。

処理区を選択、更新実施型／更新支援型の選択、処理方式の変更等の大規模な更新（改築）工事は事業範囲外とすること等、「管理者の任意」部分については、管理者の適切な判断に委ねられる。

図表 3-5 すべての施設等を対象範囲に設定する場合





### 3.6 広域型・分野横断型のレベル 3.5（他地方公共団体連携／上下水道一体等他分野）

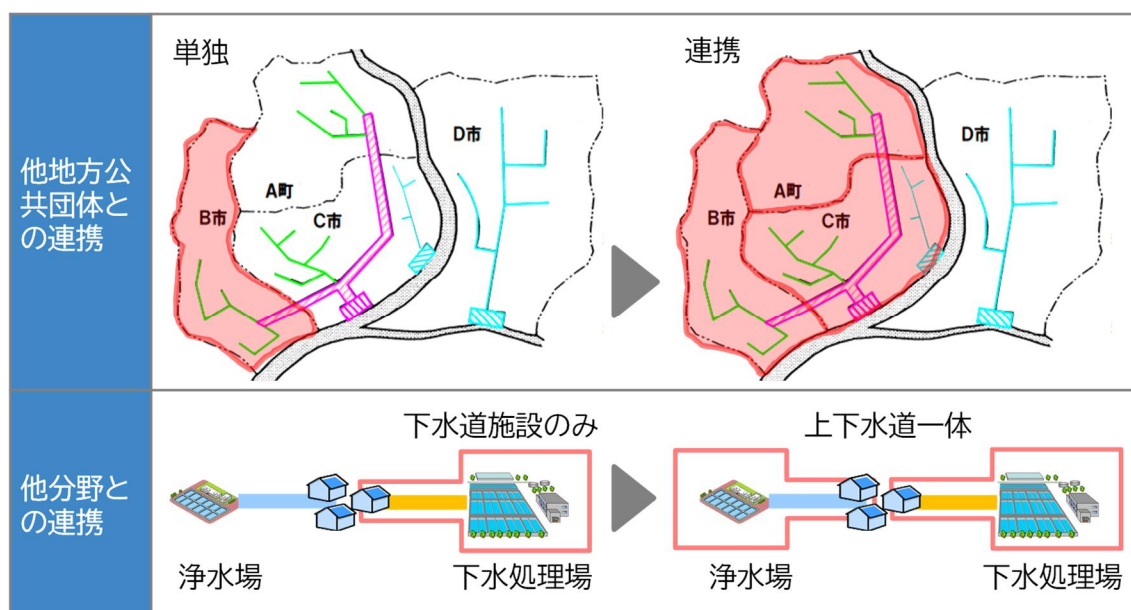
レベル 3.5 は、水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能である。

他地方公共団体との連携や、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

レベル 3.5 は水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能である。他地方公共団体との連携や、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

令和 5 年度補正予算から、ウォーターPPP の導入検討費用の支援制度を創設し、他地方公共団体との連携や、水道等の他分野連携等に対して上限額を拡充する等のインセンティブを設定している。また、上下水道一体のウォーターPPP 内の改築等整備費用に対し、令和 6 年度より交付金の重点配分を行っている。

図表 3-7 他地方公共団体や他分野との連携（イメージ）



### 3.7 交付金等要件化の概要

**污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP 導入を決定済みであることを令和 9 年度以降に要件化する。**

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）」では、污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP 導入を決定済みであることを令和 9 年度以降に要件化することとされている。

本ガイドラインでは、「ウォーターPPP 導入を決定済み」を交付金等の要件（充足）と表現し、レベル 3.5 の 4 要件とは区別して解説する。

交付金等の要件充足には、本ガイドライン 3.1 対象施設・業務範囲の設定の考え方（詳細は本ガイドライン 3.4、3.5 参照）が前提となる。よって、入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要があることに留意されたい。

令和 9 年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP 導入を決定済み」であることが必要となる。「ウォーターPPP 導入を決定済み」は、レベル 3.5 の場合、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始（募集要項等の公表）を意味する。この趣旨を踏まえると、例えば、入札・公募以外の民間事業者の選定等の場合は、契約締結がこれに該当する。また、レベル 4 の場合は、議会議決が必要なこと等から、実施方針を公表した時点で交付金等の要件充足となる。

「令和 9 年度以降に要件化」については、令和 9 年度以降、交付金等の要件を充足した後に、污水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能となる。要件化後の交付申請手続きのイメージを図表 3-8 に示す。

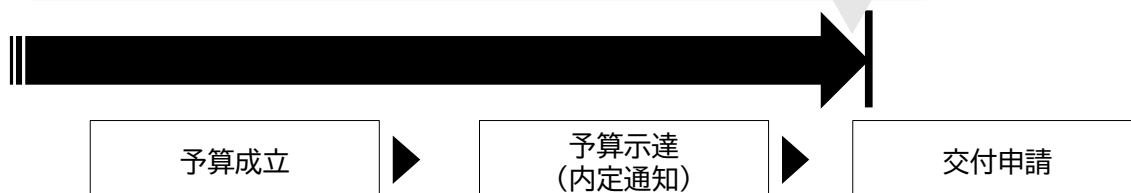
なお、予算成立後の財務大臣の実施計画承認日まで効力を遡及させる場合（いわゆる早期着工申請を行う場合）、当該日付までに交付要件を充足している必要がある。

また、ウォーターPPP の交付金等要件化とは別に、令和 9 年度以降の改築に際して交付対象となる管路施設については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムにより管理されていることとする交付要件があることに留意されたい。

図表 3-8 令和9年度以降の要件化後の交付金等交付申請手続き（イメージ）

【令和9年度以降】

交付申請までの要件充足(入札・公募の開始=募集要項等の公表)が必要



【令和9年度以降】※早期着工申請を行う場合

効力遡及日までの要件充足(入札・公募の開始=募集要項等の公表)が必要

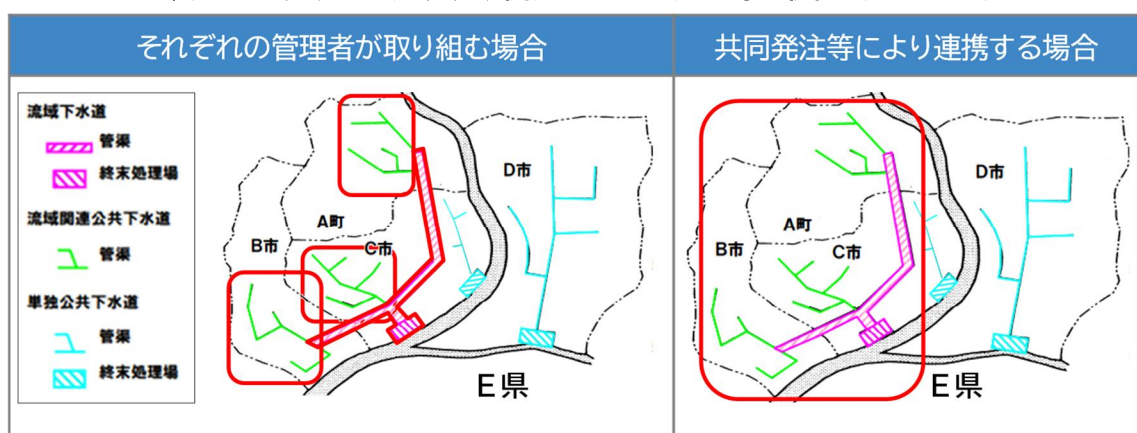


**流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれ、交付金等の要件充足が必要である。**

流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれで交付金等の要件充足が必要となる。一方で、複数の管理者が連携して取り組む場合（例えば、共同発注等）、そのすべての管理者が同時に交付金等の要件充足をすることも可能である。

例えば、流域下水道の処理場等と、流域関連公共下水道の管路等で、一つのレベル 3.5 の対象施設（・業務範囲）を設定し、共同発注で「導入を決定済み」とすれば、共同したすべての管理者について交付金等の要件充足となる。

**図表 3-9 流域下水道、流域関連公共下水道の導入検討（イメージ）**



### 3.8 交付金等要件化の対象

令和 9 年度以降、交付金等要件化の対象は、「污水管の改築に係る国費支援」である。  
交付金等要件化の対象となる交付金等（国費支援）は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、個別補助金（下水道事業費、下水道防災事業費）を想定している。

令和 9 年度以降の交付金等要件化の対象は「污水管の改築に係る国費支援」である。交付金等要件化の対象となる交付金等（国費支援）は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、個別補助金（下水道事業費、下水道防災事業費）を想定している。

「污水管」は、「下水道施設の改築について」（R4.4.1 国水下事第 67 号下水道事業課長通知）の別表 1. 土木建築・付帯設備で大分類が「管路施設」の範囲とし、別表 2. 機械設備、

3. 電気設備の改築は交付金等要件化の対象外とする。

- 「処理場」の改築は交付金等要件化の対象か？ × （対象外）
- 「ポンプ場」の改築は交付金等要件化の対象か？ × （対象外）
- 「マンホールポンプ」の改築は交付金等要件化の対象か？ × （対象外）
- 「送泥管」の改築は交付金等要件化の対象か？ × （対象外）
- 「合流管」の改築は交付金等要件化の対象か？ ○ （対象）

「污水管の『改築』に係る国費支援」であることから、例えば、污水管の新設（未普及対策）等は交付金等要件化の対象外である。

下水道ストックマネジメント支援制度と下水道総合地震対策事業における管路の「改築」も交付金等要件化の対象（ただし、緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化は例外）であり、その計画策定や調査・診断の費用についても交付金等要件化の対象となる。

なお、レベル 3.5 の対象施設・業務範囲として、交付金等を受ける污水管の改築が設定される必要はない。

図表 3-10 交付金等要件化の対象と標準耐用年数

大分類	中分類	小分類	年数
管路施設	管 き よ (マンホール間)	鉄筋コンクリート	50
		遠心力鉄筋コンクリート	
		陶	
		硬質塩化ビニル	
		FRPM	
		鑄 鉄	
		ダグタイル鑄鉄	
		鋼	
		コンクリート	
		レジンコンクリート	
	枿	コンクリート	50
		硬質塩化ビニル	
	取 付 管	硬質塩化ビニル	50
		陶	
		遠心力鉄筋コンクリート	
	マ ン ホ ール	本体(コンクリート製)	50
		本体(硬質塩化ビニル製)	
		本体(レジンコンクリート製)	
		鉄蓋(車道部)	15
		鉄蓋(その他)	30
共 通	内部防食	10	

出典)「下水道施設の改築について」(R4.4.1 国水下水第67号下水道事業課長通知)

別表 1. 土木建築・付帯設備 大分類「管路施設」抜粋

## 第4章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用

### 4.1 「管理者の任意」部分の情報収集

**「管理者の任意」部分は、管理者が自由に判断可能である。**

本ガイドライン 3.1 の「管理者の任意」部分（例えば、処理区を選択、更新実施型／更新支援型の選択等）は、管理者の適切な判断に委ねられ、管理者が自由に判断可能である。

業務範囲の設定について、一般論として、事業規模が大きいほど期待しうる効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられる。このため、民間事業者等の参画意向等も踏まえつつ、大きな業務範囲の設定を想定することが望ましい。一方、地方公共団体に残すべきものの観点から考えることも重要である。

また、既存の業務委託契約と期間が重なる等の事情により、現状、業務範囲の設定に含められないが、今後、含めることが不可能いし望ましいものについては、段階的な拡大も想定し、整理・調整を進める必要があると考えられる。詳細については、「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省、R5.3）」を参照されたい。

**図表 4-1 業務範囲の設定に際しての考え方**

項目	検討方針
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間が得意とする専門的な知識や経験、技術力が必要な業務等について委託を検討する。</li> <li>自治体の状況等により対象業務範囲を段階的に拡大させていくことも考えられる。</li> </ul>
既存計画・事業との整合	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存計画との整合性に留意して業務範囲を検討する。</li> <li>制度上民間へ委託できない業務は委託範囲から除外する（公権力の行使を伴う業務など）</li> <li>現時点で民間へ委託している業務については、引き続き委託することを想定したうえで検討する。</li> </ul>
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的な目線で委託可否を検討し、すぐに委託が難しいと考えられる業務については、段階的に委託することを想定する。</li> </ul>
事業の競争性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争環境を創出するという観点から、民間事業者の参入意欲を高めるため委託範囲(事業規模)は広く想定する。</li> <li>業務を受託できる民間事業者が1社等に限定され競争性が阻害されるような業務は対象外とすることを検討する。</li> </ul>
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象業務に対する、地方公共団体におけるモニタリングの実施体制を検討する必要がある。</li> </ul>

出典) 国土交通省「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」(R5.3)

## 4.2 「客観的な情報」の収集

**対象施設や業務範囲の設定等に際し、「管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要」が発生する場合がある。**

**管理者が、対外的に説明できることが必要である（形式等は問わない）。**

本ガイドライン 3.1 の「客観的な事情」（＝管理者が客観的な情報に基づいて説明できること）が必要となる場合には、対外的に説明できる準備をしておく必要がある（形式等は問わない）。

なお、「管理者の任意」部分については、「客観的な事情」は不要である。

客観的な情報の一例は次の通りである。

- FS や MS の結果や経過
- 外部有識者に対し、結論ありきではなく、必要な情報を十分に説明した上で出された意見
- VFM (Value for Money) の結果

FS や MS 等を活用して客観的な情報を収集する場合、3.5.2 の通り、案 1 と案 2 を選択肢に挙げた上で、民間事業者等の参画意向等も踏まえて比較等し、案 1 と案 2 の差分について情報収集・整理する必要がある。

外部有識者に意見を求める場合も、断片的な情報ではなく検討に必要な情報を提示した上で意見を求め、案 1 と案 2 の差分について情報収集・整理する必要がある。

5  
第5章

## 入札・公募等

**更新実施型・更新支援型ともに、受託者の選定に際し、総合評価方式（一般競争入札）、公募型プロポーザル方式（随意契約）等を選択できる。**

更新実施型・更新支援型ともに、受託者の選定に際し、特段の条件等は想定しておらず、総合評価方式（一般競争入札）、公募型プロポーザル方式（随意契約）等を選択できるが、基本的に価格だけでなく提案内容も競争の上で受託者が選定される想定である。

なお、更新実施型の場合、PFI 事業契約が原則とされ、PFI 事業契約の場合、PFI 法上の手続（図表 3-2 参照）が必要となる。

レベル3.5は、長期契約、性能発注により、維持管理と更新を一体的にマネジメントする方式であることから、民間事業者等の技術力等を適切に評価して選定する必要がある。このため、入札・公募書類の記載について、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの結果や経過を反映することが重要である。

一般的な処理場等包括的民間委託の公募型プロポーザル方式の流れについては、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン（公益社団法人日本下水道協会、R2.6）」を参照されたい。なお、総合評価一般競争入札も公募型プロポーザル方式とほぼ同様の流れである。

第6章

事業実施中

**事業実施中の受託者によるセルフモニタリング、管理者によるモニタリングが重要である。また、必要に応じて第三者によるモニタリング等も組み合わせることも考えられる。これらにより、管理者にとって必要十分なモニタリング・履行確認を実施されたい。**

モニタリング・履行確認とは、受託者が契約等に規定された業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否か等を確認するものである。事業実施中の受託者によるセルフモニタリング、管理者によるモニタリングが重要である。また、必要に応じて第三者によるモニタリング等を組み合わせることも考えられる。これらにより、管理者にとって必要十分なモニタリング・履行確認を実施されたい。

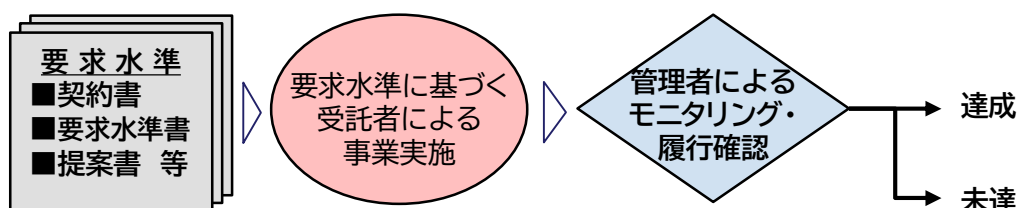
モニタリング・履行確認で契約書や要求水準書に規定する内容等が充足されていないことが判明した場合、管理者は受託者に対して是正措置等を要求することができる。

レベル3.5は、長期契約（原則10年）、維持管理と更新（改築）の一体マネジメントが要件であり、これまでの包括的民間委託等よりも事業規模が大きくなりやすいこと等から、モニタリング・履行確認の必要性や重要性は高いことが考えられる。

また、性能発注（要求水準）の履行確認、リスク分担の具体的な調整・実現、プロフィットシェアの費用縮減分の確定や分配の調整・実現など、モニタリング・履行確認の役割・機能が要求される場面も多いと想定される。

モニタリング・履行確認の詳細は、今後さらに検討の上、具体化を進めていく。

図表 6-1 モニタリング・履行確認の重要性



第 7 章

## 事業終了時

**事業終了時には、事後検証や次期に向けた引継ぎ等が必要となる。**

**次期入札・公募の競争性確保等のため、受託者が事業終了時に必要な情報を管理者に受け渡すこと、管理者が受け取った情報を次期入札・公募に際し、開示すること等について、あらかじめ合意しておくことが望ましい。**

事業終了時には、事後検証や次期に向けた引継ぎ等が必要となり、次期入札・公募の競争性確保等のため、受託者が事業終了時に必要な情報を管理者に受け渡すこと、管理者が受け取った情報を次期入札・公募に際し、開示すること等について、あらかじめ合意しておくことが望ましい。

事後検証で、財政負担の軽減、サービスの向上等の効果や課題を明らかにした上で、次期について考えることとなるが、レベル 3.5 の後継としてレベル 4 を選択肢の一つに含めて検討することが望ましい。

また、受託者は、管理者との間であらかじめ定めた要求水準等を充足する状態にして、施設等を管理者ないし次期受託者へ引き継ぐ必要がある。この際、受託者は、引継事項の整理を行った上で、管理者ないし次期受託者に対する引継ぎや技術指導を実施する。

引継ぎに必要な事項の一例は次の通りである。

- 運転操作マニュアル
- 施設運転時における機能の発揮状態
- 事業期間中の管路のつまり発生状況
- 物品の在庫等

引継事項は、管理者が具体化し、要求水準等に記載することで、管理者ないし次期受託者へ円滑に引き継ぐことが可能となると考えられる。

(このページは白紙です)